

高 生 第 3 0 5 号
建 第 1 0 - 2 4 号
令和 4 年 9 月 30 日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室 長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

「B A. 5 対策強化宣言」の終了及び「爆発的感染拡大警報」から「感染拡大警戒期間」への移行について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、8月下旬以降、全国的に減少傾向に転じ、本県においても9月当初は、1,000人台から2,000人程度で推移し、最近では1,000人を下回る日が継続するなど減少してきています。

このような状況を踏まえ、8月3日に発令された「B A. 5 対策強化宣言」について、予定どおり9月30日をもって終了するとともに、「爆発的感染拡大警報」から「感染拡大警戒期間」へ移行します。

しかしながら、警戒基準はレベル2を継続することとしています。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、職員から感染が広がったケースも見られます。これまで送付している通知等を再確認していただき、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

なお、県では、「高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル」を作成し、下記に掲載していますので、施設内療養の適切な対応のために御活用ください。（9月16日通知済み）

今後、このマニュアルを踏まえた研修を実施することとしています。（オンデマンド型、10月中旬予定）

○ マニュアル掲載先（県ホームページ）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisyashisetu-manual.html>



（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 有川）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 平野）

電話：099-286-3740

事 務 連 絡
令和4年4月27日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について

高齢者施設等における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、感染症発生時に備え、感染防護具の着用、ゾーニング等の感染管理、職員の確保等について、事前にシミュレーションを実施することが重要であることから、感染対策の実施等にあたり活用可能なツール等について、「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和3年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）において、取りまとめてお示したところです。

今般、「感染対策のための実地での研修に係る令和4年度における募集について」（令和4年4月26日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）でお知らせしたとおり、感染症の専門家による実地での研修を希望する施設等の令和4年度の募集を開始したことも踏まえ、改めて高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について取りまとめました。

つきましては、管内の高齢者施設等へ周知を行うとともに、これらを活用した都道府県等における研修、助言等の実施もご検討いただくようお願いいたします。

記

1. 手引き、マニュアル等

○ 介護現場における感染対策の手引き

介護現場で必要な感染症の知識や対応方法などを記載しています。介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用いただくことを想定しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



○ 介護職員のための感染対策マニュアル（概要）

手引きの内容を概略したものです（それぞれ全20ページ）。

（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

（施設系）



（通所系）



（訪問系）



○ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922077.pdf>



○ 施設内療養時の対応の手引き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い高齢者にも多く感染が生じている地域では、病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況となっており、やむを得ず

施設内療養を行う場合における感染対策の参考となるよう、手引きとしてまとめています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>



2. 各種教材、動画

○介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」

介護職員等向けに、新型コロナウイルス感染症の対策を分かりやすくまとめた動画を作成し、厚生労働省のYouTubeに公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00006.html



○ 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

介護サービスに従事している職員向けに、感染症対策の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学べる研修サイト（eラーニング）を開設し、教材を配信しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/kansentaisaku_00001.html



○ 事例集

これまでに新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護施設・事業所等での対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等をまとめています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750414.pdf>



○ 机上訓練シナリオ

シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要ですが、その際の参考資料としての机上訓練シナリオです。

(令和2年9月30日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡(下記URL))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>



○ 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修動画

感染症が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するために研修動画を作成しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



3. 感染対策のための実地での研修

○ 希望する介護施設・事業所に対し、感染症の専門家を派遣し、実地での研修を実施しております。令和4年度の募集については、「感染対策のための実地での研修に係る令和4年度における募集について」(令和4年4月26日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)でお示ししたとおり、「令和4年度感染対策のための実地での研修」のページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_25396.html



4. 参考

○ 上記の手引き、教材及び研修等を含め、介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等に関する情報を下記ページにまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html



以上

令和4年9月16日



各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室 長

「高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル」の作成について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本県においては、9月30日まで「B A. 5 強化宣言」が発令されているところですが、依然として新規感染者が1,000人台と高い水準で推移しています。

今般、県では、高齢者施設等において新型コロナウイルスの陽性者が確認された時にどう対応すべきかをまとめた資料として「高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を作成しました。

各関連施設におかれては、これらを参考にしていただき、引き続き感染防止対策の向上に努めていただくようお願いします。

なお、県では新型コロナウイルス感染防止に係るオンデマンド型の研修（10月中旬（予定））を予定しています。また、11月末を期限として各施設において、研修とマニュアル等に基づいた感染対策についての点検を実施していただく予定です。詳細につきましては改めて通知します。

○ 県ホームページ（参照先）

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisyashisetu-manual.html>



<問合せ先>

長寿企画係 寺原， 榮

T E L : 099-286-2696

E-mail : ko-ikiiki@pref.kagoshima.lg.jp

令和 4 年 5 月 17 日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する
介護サービス事業所のサービス継続について（再通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、このことについては、令和 3 年 2 月 8 日付け厚生労働省事務連絡を受けて令和 3 年 2 月 26 日に通知したところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今後、高齢者の感染増加が懸念されること、また、県外の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への通所系サービス、訪問系サービスについて、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に一定期間サービスの利用を控えさせるといった事案が発生していることから、再度通知します。

つきましては、改めて別添通知を御確認いただき、事業者が一方的にサービスの提供を拒むことがないよう、引き続き、適切な対応をお願いします。

なお、関連事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業者への周知についても併せてお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係(担当 畠中)
電話：099-286-2687

令和3年2月26日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する
介護サービス事業所のサービス継続について

このことについて、別添事務連絡のとおり厚生労働省から周知依頼がありました。
つきましては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、引き続き適切な対応をお願いします。

なお、同事務連絡において、「介護サービス事業所（通所系、短期入所系、訪問系、多機能系）が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない」とする点について、厚生労働省に確認したところ、事業者が一方的にサービスの提供を拒むことがないようにする趣旨であり、①事業者と利用者が相談して、利用者の合意を得た上でサービスの提供を控えること、②利用者の合意を得て通所系サービスを訪問系サービスに切り替えてサービスを提供することなどを妨げるものではないとの見解を得ましたので申し添えます。

* 貴事業所の開設法人等で運営されている各介護サービス事業所につきましても、併せて周知をお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係(担当 中間)
電話：099-286-2687

事務連絡
令和3年2月8日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

1月7日に緊急事態宣言が発出され、その後対象地域が拡大されたところですが、昨今、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

介護サービス事業所（※）が、上記の事案にあるように、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、都道府県等におかれては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所、市町村に対しての周知を行うようお願いします。

なお、感染者、濃厚接触者の利用者への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）においてお示ししているため、引き続き適切な実施をお願いします。

(※) 介護サービス事業所

(通所系) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

(短期入所系) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所（短期利用特定施設入居者生活介護に限る）、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護に限る）

(訪問系) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び居宅療養管理指導事業所

居宅介護支援事業所

福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

(多機能系) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(参考) 現行制度上、各サービスの基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用中込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。

令和4年6月15日

各 老 人 福 祉 施 設 長	}	様
各 有 料 老 人 ホ ー ム 施 設 長		
各 生 活 支 援 ハ ウ ス 管 理 者		
各 介 護 老 人 保 健 施 設 管 理 者		
各 介 護 医 療 院 管 理 者		
各 介 護 療 養 型 医 療 施 設 管 理 者		
各 介 護 保 険 指 定 サ ー ビ ス 事 業 者		
各 サービス付き高齢者向け住宅登録事業者		

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（通知）

このことについては、「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」（令和3年3月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、その促進を図るための留意点等について示されているところですが、このたび、厚生労働省から別添のとおり、再周知の依頼がありました。

つきましては、下記に留意いただき、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますので、定期的に確認いただくとともに、引き続き感染拡大防止対策を徹底していただくよう併せてお願いします（介護保険関係については、県ホームページに随時、国からの情報を掲載中）。

また、通所介護、老人短期入所事業所等を併設している施設等におかれては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

【主な留意点】※以下、別添事務連絡から抜粋

3. 退院患者の介護施設での受入れにかかる留意点等について

- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている科学的な知見に基づき、令和3年2月25日通知に基づいて対応することとなっている。
- 検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うこと。
施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しないこと。

なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。（詳細は令和3年3月5日事務連絡参照）

4. 人員基準等及び要介護認定の取扱い並びに介護報酬上の特例的な評価について

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関（受入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。

また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入居者を除いて算出することができる等、柔軟な取扱いを可能とすること（詳細は令和2年12月25日事務連絡参照）。

- 要介護認定の新規申請について、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること（詳細は令和2年4月27日事務連絡1参照）。

- 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院をいう。以下同じ。）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能であること。（詳細は令和3年2月16日事務連絡参照。なお、令和3年4月1日以降の介護老人保健施設における退所前連携加算の算定については、令和3年3月22日事務連絡参照。）。

（問合せ先）

※留意点3に関すること

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 有川）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 平野）

電話：099-286-3740

※留意点4に関すること

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

介護保険室保険者指導係（担当 松山）

電話：099-286-2674

介護保険室事業者指導係（担当 大迫）

電話：099-286-2678

事 務 連 絡
令和4年6月7日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特 別 区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の退院患者の介護施設における適切な受入等については、これまで、「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」（令和3年3月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、以下「令和3年3月5日事務連絡」という。）等において、その促進を図るための留意点等をお示してきたところです。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況としては、年代別の新規感染者数では全ての年代で減少しており、地域別で見てもおおむね同様の傾向が見られるが、一部の地域では、80代以上で増加傾向が見られることから、引き続き、高齢者の感染状況を注視していく必要（令和4年6月1日時点厚生労働省アドバイザリーボードによる評価）があること等を踏まえると、引き続き退院患者の介護施設における適切な受入れを促進する必要があります。

つきましては、促進に向けたさらなる取組として、下記1に記載の取組を実施いただくようお願いします。あわせて、下記2の内容について、医療機関にご周知いただくようお願いします。また、下記3及び4の内容について、これまで令和3年3月5日事務連絡等でお示してきたところですが、改めて、貴管内市町村や介護施設にご周知いただくようお願いします。

※参考となる通知・事務連絡

- ◎「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」（令和３年３月５日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「令和３年３月５日事務連絡」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749806.pdf>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月２５日付け健感発 0225 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和３年２月２５日通知」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第１７報）」（令和２年１２月２５日付け厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡。以下「令和２年１２月２５日事務連絡」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000712957.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和２年４月２７日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡。以下「令和２年４月２７日事務連絡」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626161.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第１８報）」（令和３年２月１６日付け厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡。以下「令和３年２月１６日事務連絡」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000739480.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第１９報）」（令和３年３月２２日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡。以下「令和３年３月２２日事務連絡」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000758696.pdf>

記

１．新型コロナウイルス感染症の退院患者の受入に協力する介護老人保健施設に関する医療機関への情報提供について

- 新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして退院した患者の介護施設における受入を円滑に実施するにあたっては、退院元の医療機関が、受入れ可能な介護施設を把握し、速やかに受入れ先を調整できることが重要と考えられる。そのため、医療機関に対して、受入れを行う介護施設の情報を提供することが有効と考えられる。

- 今般、公益社団法人全国老人保健施設協会及び同協会の各都道府県支部において、会員施設への調査を実施し、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして退院した要介護高齢者の受入に協力する介護老人保健施設として、施設名を都道府県を通じて医療機関に公表することが可能と回答した施設（以下、「協力施設」という。）の情報をとりまとめたところである。
 - そこで、各都道府県の介護保険担当主管部局におかれては、同協会の各都道府県支部から、各都道府県の協力施設の情報を入手の上、衛生主管部局とも連携して、地域の新型コロナウイルス感染症患者の入院が想定される医療機関に提供するなど、各都道府県において、受入の促進に向けた取組をお願いする。また、本取組の実施状況について、6月30日（木）までに、各都道府県から厚生労働省宛にご報告いただくようお願いする。
 - なお、今後も、各都道府県において、同協会の各都道府県支部と連携いただき、協力施設の情報の更新や、更新した情報の医療機関への提供等、継続的な対応を行っていただくようお願いする。
2. 医療機関から介護施設へ退院する際の情報提供について
- 介護施設には新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクの高い高齢者が集団で入所していることを踏まえると、新規入所者から施設内感染が拡大することを防ぐことは重要である。
 - そのため、医療機関から介護施設へ患者が退院する際には、当該医療機関から介護施設に対し、当該医療機関における新型コロナウイルス感染症の発生状況や、当該患者の感染の状況等について、事前に情報提供等を行っていただきたい。
3. 退院患者の介護施設での受入れにかかる留意点等について
- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている科学的知見に基づき、令和3年2月25日通知に基づいて対応することとなっている。
- （なお、オミクロン株の患者の退院基準は「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年2月2日最終改正。）、変異株等の患者の退院基準は「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和3年10月25日最終改正。）等を別途参照。）

- 検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うこと。施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しないこと。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。（詳細は令和3年3月5日事務連絡参照）

4. 人員基準等及び要介護認定の取扱い並びに介護報酬上の特例的な評価について

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関（受入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等、柔軟な取扱いを可能とすること（詳細は令和2年12月25日事務連絡参照）。
- 要介護認定の新規申請の取扱いについて、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること（詳細は令和2年4月27日事務連絡1参照）。
- 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院をいう。以下同じ。）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500単位）を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能であること（詳細は令和3年2月16日事務連絡参照。なお、令和3年4月1日以降の介護老人保健施設における退所前連携加算の算定については、令和3年3月22日事務連絡参照。）。